

平成 30 年度 小牧商工会議所起業者助成制度募集要領

1. 名称

小牧商工会議所起業者助成制度

2. 目的

小牧商工会議所創立30周年(平成28年度)記念事業の一環として、起業者助成制度を設ける。小牧市内における新規性やベンチャー性のある事業にチャレンジする企業の創出を促進し、地域経済の発展、安定的な経営、雇用の確保を図るため、新規起業を目指す方へ起業に要する経費の一部を助成する。

3. 制度の仕組み

本制度における助成金は、補助金と借入金を合算したものであり、各金額の上限は次の各号のとおりとする。また、補助金と借入金は同額とし、10万円単位の申請とする。

ただし、国・愛知県・小牧市等の他補助金制度利用の場合は、同一内容の経費への重複利用は認めない。

(1) 助成金とは、補助金と借入金を合算した金額であり、上限は1,000万円とする。

(2) 補助金とは、採択された事業者に対し、小牧商工会議所が補助する金額であり、上限は500万円とする。なお、補助金は、経理上、交付を受けた事業年度における「収益」として計上することになるので法人税等の課税対象となる。(法人は営業外収益、個人事業は売上収入の雑収入に計上)

(3) 借入金とは、採択された事業者に対し、東春信用金庫が本制度として融資する金額であり、上限は500万円とする。

4. 補助金対象となる経費等

起業にあたり準備段階から必要とする経費のうち、次の経費が補助の対象となり、詳細は別表1にて定める。なお、本助成事業として交付決定された場合、補助金の交付決定日以前に契約・発注・支出した経費は対象とならない。

(1) 使用目的が、起業に係る経費であると明確に特定できる経費

(2) その他必要と思われる支払の経費

(3) 領収書等、証拠書類によって金額、購入した内容等が確認できるもの(その他、経費によっては他に資料が必要)

※補助対象経費の全額(100%)を補助とする。

5. 借入について

事前審査で採択されたものは、本審査までの間に借入の申請を東春信用金庫小牧市内の店舗にて手続きし、借入の申請には、別途信用保証委託申込書等の提出を必要とする。

なお、借入条件は次の通りとする。

(1) 借入期間 10年以内

(2) 返済方法 均等分割返済

- (3) 貸付利率 東春信用金庫所定
- (4) 担保 不要
- (5) 連帯保証人 原則として会社の代表者以外の連帯保証人は不要
- (6) 保証 愛知県信用保証協会付とする。

6. 募集の対象となるもの・対象となる事業

事業を営んでいない個人（平成30年8月1日以降に開業されるもの）が、助成金交付決定後1ヶ月以内に新たに個人又は2ヶ月以内に新たに会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は土業法人）として起業を目指すもので、以下の各号の要件のすべてに該当するものを対象とする。

- (1) 小牧市の産業振興あるいは地域活性化（観光振興を含む）に資すること
- (2) 起業する業態や事業内容が従来事業と比べ新規性、ベンチャー性があること
- (3) 起業が確実であり、事業内容の熟度が高いこと
- (4) 市場や消費者ニーズをとらえたビジネスプランであり、需要や雇用を創出する事業であること
- (5) 原則として小牧市内に住居があり、以下の条件を満たすこと
 - ①個人として起業する場合は、開業予定地が小牧市内であること。
 - ②会社として起業する場合は、小牧市内に本店の設置及び事業拠点をおくこと
- (6) 起業を予定している事業が、農業、林業、漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業に該当していないこと
- (7) 営業にあつたて資格・許認可が必要な業種を開業する場合、開業日までに取得（受付時には取得見込も可）できること
- (8) 起業後速やかに小牧商工会議所の会員となるとともに、小牧商工会議所のサポート（経営指導等）を継続して受けること
- (9) 本助成制度と国・愛知県・小牧市及び他の団体から同一内容の事業計画での補助金交付を受けていないこと（例えば 国の創業補助金など）
- (10) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格が資格があること
- (11) 次の欠格事項に該当しておらず起業する業が関係法令または公序良俗に反しないこと
 - ① 国税または地方税を滞納しているもの
 - ② 金融機関等からの融資等を受け、その債務の履行を怠りまたは滞っているもの（ただし、金融機関等が認めた返済計画を立てているものを除く）
 - ③ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
 - ④ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

7. 募集期間

募集期間は、5月1日～7月2日とし、申請書類の提出先は小牧商工会議所中小企業相談所とする。

8. 提出書類

必要な提出書類は次の各号の通りとする。

【申請書提出時に必要なもの】

- (1) 申請書（様式1）
 - ①申請金額 ②事業計画と応募動機 ③補助金申請 経費見積
 - ④その他事業説明に必要な書類
- (2) 事業計画書（様式2）
 - ①事業概要 ②起業準備の着手状況 ③必要な資金及び調達の方法
 - ④収支計画 ⑤販売・仕入先 ⑥借入金等の状況
 - ⑦2年目以降の収支計画 ⑧その他
- (3) 個人情報の提供に関する同意書（様式3）、個人情報の第三者提供に関する同意書（様式4）
- (4) 3年分の所得証明又は課税証明、国税および地方税の納税証明、住民票
- (5) 事業を行う場所の地図、パンフレット、製品カタログ、設備の見積書等事業計画書の記載内容に関する資料
- (6) 創業資金（自己資金）を証する書面（預金残高確認資料）

【助成金交付決定後】

- (1) 開業届（税務署の受付印があるもの）、登記簿謄本、定款の写し（事業開始後提出）、事業を行うにあたり必要となる許認可証（交付後、すみやかに提出）

9. 補助金の支払い方法

補助金の支払は、本審査終了後、資金計画を考慮し審査会において確定した支払方法（一括・分割）に基づき、所定の請求書（様式9）を受理後、指定口座に7営業日以内に支払う。

10. 報告書の提出義務

助成金を受けたものは、次の報告書の提出を義務とする。

- (1) 採択年度中（3月末迄）に全額補助金を充当した場合は、4月末日までに起業者助成制度に係る事業報告書（様式10）（以下「事業報告書」という）を提出する。
- (2) 採択年度中（3月末迄）に全額補助金を充当しない場合は、3月末日現在での報告を4月末までに起業者助成制度に係る事業中間報告書（様式11）を提出し、その後に全額補助金を充当した月の翌月末日までに事業報告書を提出する。
なお、内容を精査し、疑義があった場合は、差額を返還請求する場合がある。
- (3) 開業後5年間において決算書等を決算後4ヶ月以内に提出する。
- (4) 補助金の報告書類の提出先は、小牧商工会議所企画運営二課とする。

11. 本制度に関する事業主の情報について、愛知県信用保証協会・東春信用金庫・小牧商工会議所で共有することができる。

12. この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、都度、会頭が別に定める。

附 則

この附則は 平成30年 4月 1日より実施する